



# 経営者が 65 歳以上の雇用 を考えるとき

65歳以上の雇用延長で  
どうなる？

年金と給与は  
どのように調整する？

高年齢雇用継続給付金  
の扱いは？

企業の  
『労働力確保』  
のために



**講師** 日本年金機構熊谷年金事務所・埼玉りそな銀行

**日時** 平成30年7月24日(火)  
午後3時から午後5時

**場所** 埼玉グランドホテル本庄

参加費  
無料

**共催** 公益社団法人本庄法人会・本庄市金融団

経営者・総務担当者の参加をお待ちしております！

**申込方法** 公益社団法人本庄法人会事務局（FAX 22-7898）までお願いします。

申 込 書 (7月24日 火曜日)

事業所名			
住 所	〒		
参加者名		参加者名	
電話番号		FAX 番号	